

知的財産政策に関する重点要望

2026年4月16日
日本商工会議所
東京商工会議所

基本的な考え方

わが国経済は、「成長型経済」への移行という重要な局面を迎えている。こうした中、国内企業の99.7%を占め、雇用の約7割（3大都市圏を除く地方部では約9割）を支える中小企業の「稼ぐ力」を高め、地域経済の好循環を実現していくことが不可欠である。

技術・ノウハウ・ブランドなどの知的財産（知財）は、中小企業の「稼ぐ力」の源泉である。これらの知的財産を適切に創造・活用・保護し、付加価値の向上につなげていくことは、中小企業の持続的成長と地域経済の活性化のために重要である。

近年、特定国への過度な依存や供給網の途絶といった地政学リスクが増大している。その背景には、資源や部材の依存にとどまらず、技術・製造プロセス・知的財産を含めたサプライチェーン全体にわたる支配構造が形成されつつあることがある。とりわけ中国は、レアアース分野において川上の資源開発のみならず、精錬・材料・最終製品に至るまでの技術と特許の蓄積を進めている。加えて、近年は、中国の技術を用いて製造された製品について、原材料の産地を問わず、その第三国移転を許可対象とする制度を導入し、知的財産を起点として供給網全体を域外的に拘束する仕組みを構築している（例：商務部公告2025年第62号）。これは、供給網の垂直統合的支配を制度的に裏付ける動きと位置付けられる。

こうした状況を踏まえ、主要国は自国のサプライチェーンを守り、戦略的自立性を高める動きを強めている。単に国内生産を回復するだけでなく、標準化・調達政策・知的財産を組み合わせることにより、供給網における不可欠性や市場支配力を確保しようとする政策対応が進められている。

わが国においても、「強い経済」の実現に向け、産業基盤・経済安全保障の強化を図る観点から、AI・半導体、安全保障関連技術など戦略分野への投資や研究開発の強化が進められている。しかしながら、これらの投資の成果を持続的な競争力として定着させるためには、サプライチェーンを支える中小企業の技術やノウハウを知的財産として適切に保護・活用し、経営戦略の中に位置付けるとともに、供給網全体の中で不可欠な役割を確保していくことが重要である。

中国においては、こうした供給網支配のための規制が導入される以前から、供給網の自立性を担う中小企業群を国家戦略として計画的に育成してきた。具体的には、「専精特新」「小巨人」企業政策により、産業チェーンの戦略的ボトルネックを担う企業を選抜し、研究開発支援、金融支援、政府調達との接続に加え、知的財産の取得・活用・保護を含む包括的な支援を集中的に実施している（例：財政部・工業情報化部通知〔2021年〕、国家知識産権局・工業信息化部措置〔2022年〕）。「専精特新」の概念が提唱されて以降、2023年8月までに全国で育成された「小巨人」企業は1万2000社を超え、専精特新中小企業は約9万8000社、革新型中小企業は20万社以上に達している。

このように、中国は、供給網の自前化を担う企業群の育成と、知的財産を通じた供給網支配の制度的手段とを組み合わせることにより、サプライチェーン全体に対する構造的な影響力を強めている。

これに対し、わが国では、これまで「貿易立国」として発展してきた経緯から、原材料や基幹部品等を海外に依存する構造が続いてきたが、今後は、供給網の強靱化とあわせて、知的財産を通じて供給網における不可欠性を高める戦略を構築する必要がある。

具体的には、供給途絶が致命的な影響を及ぼす分野については、国内生産を支援する一方、同志国との間で相互補完的な供給網を構築するとともに、製造装置・材料・プロセス技術等に関する知的財産を確保することにより、供給網の中で代替困難な地位を確立していくことが求められる。

また米国では、知的財産は企業の市場競争戦略の中核であると同時に、防衛調達を含む政府の制度設計の中にも組み込まれている。SBIR や Defense Innovation Unit (DIU) 等の枠組みを通じて、スタートアップを含む民間技術の活用を推進するにあたり、企業による知的財産権の保有と技術データ権管理を前提とした制度が構築されている（米国防総省知的財産ガイドブック〔2025〕¹⁾）。欧州でも、欧州委員会の知財行動計画（2020年）や標準化戦略（2022年）において、知的財産を標準化政策と組み合わせ、産業競争力や技術主導権を確保するための戦略的政策ツールとして位置付ける取組みが進められている。また、EUIPO の SME Fund（2021年開始、現在も継続）などを通じ、中小企業の知財取得費用や知財戦略構築を直接支援する制度も整備されている。

こうしたグローバルな環境変化の下、わが国企業においてもサプライチェーンの見直しが進み、サプライヤーとして技術力を有する中小企業への引き合いが強まっている。こうした動きを一過性の需要にとどめず、持続的な競争力につなげるためにも、知的財産を産業競争力の基盤として位置付け、研究開発支援・標準化政策・調達政策・人材育成等と連動させた政策体系として推進していくことが急務である。また、研究開発支援を行う際には、併せて知財管理・契約制度・調達政策等を含めた制度基盤を整備することにより、研究成果が企業の競争力として持続的に活用される政策体系を構築する必要がある。

以上の認識の下、日本商工会議所は、特許庁、中小企業庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、日本弁理士会と連携の下、「知財経営支援ネットワーク」を構築し、地域・中小企業の知財活用支援の拡充に取り組んでいる。今後も、全国 516 商工会議所のネットワークを活かし、中小企業・小規模事業者における知的財産の創造・活用・保護を伴走型で支援するとともに、知的財産を基軸とした企業の「変革」を後押しし、企業間、民・官・学、地域間の連携による「価値共創」を通じて、新たな価値の創出と地域経済の活性化に全力で取り組む所存である。

政府におかれては、内閣府知的財産戦略推進事務局が司令塔となり、関係府省庁と緊密に連携の上、わが国の知財戦略の基盤強化を図るとともに、以下の要望を踏まえた「知的財産推進計画 2026」の策定および知財政策の一層の推進を強く期待する。

¹⁾ 米国防総省「Intellectual Property Guidebook」（2025年4月）では、知財戦略を取得戦略（Acquisition Strategy）に組み込まれた制度要素と位置付け、入札公告前の初期段階からの検討を求めている。また、知財戦略は契約時の形式的確認事項ではなく、調達ライフサイクル全体にわたり継続的に管理すべき戦略要素であるとされている。さらに、防衛調達においては、企業が知的財産の取得・管理・契約対応に要する費用についても、価格設定や契約慣行を通じて回収が可能な制度設計がなされている。

目次

基本的な考え方	1
I. 最重点要望項目	4
1. 知的財産の創造・活用促進に向けた財政措置の拡充	4
2. 「知財経営支援ネットワーク」を活用した知的財産の重要性に関する普及啓発	5
3. 知財侵害抑止の強化に向けた指針・制度策定の検討	6
II. 重点要望項目	7
1. 中小企業・小規模事業者向け各種補助金における知財活用の優遇促進	7
2. イノベーション拠点税制の活用促進・制度の拡充	7
3. 知財取引適正化に向けた中小企業の法務対応支援強化	7
4. 中小企業における生成 AI の活用支援強化・法制度整備	8
5. 日本のコンテンツの海外普及推進および保護強化	8
6. 地域団体商標や地理的表示（GI）の取得推進と活用支援	8
III. 重要要望項目	9
1. 官民共創による中小企業の「稼ぐ力」の強化	9
(1) 知財経営支援における地域格差の是正と施策活用の強化	9
(2) 知財価値評価に基づく資金調達・公共調達の促進	10
2. 知財取引適正化の徹底	11
(1) 知財侵害抑止に向けたさらなる体制整備	11
(2) グローバル市場における知財保護強化	11
3. 国際競争力向上に向けたイノベーション創出支援	12
(1) 海外での権利取得等に関する情報提供、補助の強化	12
(2) 中堅・中小企業における標準化活動の推進	13
(3) イノベーション創出の礎となる研究開発・知財教育の促進・支援強化	13
4. コンテンツ関連産業の拡大に向けた取引・労働環境の整備	15
5. 地域経済の持続的成長に向けた地方自治体の支援体制強化	16

I. 最重点要望項目

1. 知的財産の創造・活用促進に向けた財政措置の拡充

日本商工会議所では、2025年を「中小企業における知的財産の活用・保護の推進元年」と位置付け、官民の緊密な連携の下で中小企業における“知的財産の活用・保護推進アクションプラン”を策定し、政府全体として予算を措置し、戦略的に取り組むことを要望してきた。この結果、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」や「経済財政運営と改革の基本方針 2025」等の政府計画において、知的財産の活用・保護の重要性が国の方針として明確に位置付けられた。

他方、これに紐づく中小企業・小規模事業者向けの知財活用支援に関する予算（INPIT の運営費を含む）については、特許特別会計（特許特会）から大半が支出され、政府全体として十分予算措置されているとは言い難い状況である。特許特会の直近3年の歳入は1,400億円～1,600億円程度で推移しているが、これは中小企業庁における中小企業・小規模事業者等関連予算（2025年度補正予算と2026年度予算の合計約9,200億円）の5分の1に満たない規模である。政府全体の方針として中小企業における知財経営を推進するためには、後述の「知財経営リテラシー」の向上に向けた普及・啓発の強化に加えて、知的財産の取得・活用においてハードルとなる出願・権利維持に係る費用への支援拡大などが不可欠である。

については、政府が目指す成長型経済の実現に向けた、中小企業の「稼ぐ力」を強化する観点から、特許特会のみならず、中小企業庁をはじめ政府全体として中小企業の知財活用支援に関する十分な予算措置を講じられたい。

また、経済安全保障の強化に向けては、国内サプライチェーンの強靱化と知的財産・開発環境の抜本的支援が重要である。国策としてサプライチェーンの自前化を進める上で、機動力と画期的なアイデアを持つ中小企業・スタートアップは極めて重要な役割を担っている。特に、戦略分野を担う中小企業等に対しては、日本のサプライチェーンの要所を握り続けることができるよう、国内外における知的財産権の取得費用を補助するほか、専門家等の伴走支援により、自社の技術をどの分野でどのように権利化を進めるべきか分析する「IPランドスケープ」の手法により、将来の市場を制するための知財戦略策定までを一体的に支援すべきである。

さらに、中小企業等が国内で継続的に技術を生み出し、適正な対価を得て知的財産を守り抜くことができるよう、開発の最上流（試作）から国の公共調達に至るまで、一貫した制度的支援を講じられたい。具体的には、試作用の日本製部品に対する「量産価格との差額」を国が支援・補填する制度を創設されたい。加えて、デュアルユース技術を含む防衛調達をはじめとする国の公共調達において、知的財産の取得・管理・契約対応に必要な費用が適切に契約額に反映される制度的対応を講じられたい。



出典：特許庁「特許特別会計レポート」（2025年度版）
中小企業庁「中小企業・小規模事業者関係予算等のポイント」

2. 「知財経営支援ネットワーク」を活用した知的財産の重要性に関する普及啓発

中小企業における知財活用・保護の推進に向けては、中小企業・支援機関双方において知的財産を活用した経営に関する知識・能力、すなわち「知財経営リテラシー」の向上を図ることが不可欠である。あわせて、中小企業が自らの事業構造やビジネスモデルを見直し、知的財産を基軸とした自己変革を進めることにより、イノベーション創出につなげていくことが重要である。こうした認識の下、2023年3月に構築された「知財経営支援ネットワーク」では、特許庁・中小企業庁・INPIT・日本弁理士会等と日本商工会議所が連携の下、各地域の実情に合わせた知財経営支援体制の構築や、ワンストップでの知財経営支援サービスの提供、知財経営人材の育成強化等に取り組んでいる。

しかしながら、現在、知的財産の重要性に対する認識は、中小企業経営者、支援機関、国・地方自治体ともに、一部を除いて不足していると言わざるを得ない。とりわけ、中小企業等では、知的財産を「企業規模や業種を問わず、自社を含む全企業に関連するもの」との認識が十分でないがゆえに、知的財産に関する情報・知識・人材・資金の収集・調達に至らないケースも多い。実際に、商工会議所 LOB0 調査（2026年2月）では、中小企業の約35%が、国や支援機関等が実施する知財関連施策について「知っているものはない」と回答している。これは、前回調査（2024年8月）時点と比較すると7.3ポイント減少しており、足もとで認知度の向上に一定の成果も見られているが、未だ十分な水準とは言い難い。

「知的財産の保護」に関して、知っている施策（複数回答/上位10項目）	
労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針	35.2%(+5.9)
パートナーシップ構築宣言における「知財・ノウハウ」の明記	27.3%(+5.8)
「取引Gメン（旧：下請Gメン）」（取引調査員）による実態調査	26.6%(▲4.3)
知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針	12.6%(▲0.7)
特許情報プラットフォーム「J-PlatPat」	10.3%(+3.6)
「知財Gメン」（取引調査員）による実態調査	8.8%(+2.4)
知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形	8.7%(+1.4)
製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書	8.4%(▲0.4)
営業秘密管理指針	5.4%(-)
INPIT知財総合支援窓口	4.5%(±0.0)
知っているものはない	35.5%(▲7.3)

※ ○ 内は2024年8月調査結果との比較

出典：「商工会議所 LOB0 調査」（2026年2月）

こうした中、2026年2月には、「知財経営支援ネットワークの更なる強化に向けたアクションプラン」を策定し、これまでの取組みを継続しつつ、成果の全国への拡大や、見えてきた新たな課題への対応、各機関における支援施策等の相乗効果の向上等に向け、支援体制を強化していくことを5者で宣言したところである。

ついては、中小企業等に知的財産の重要性を一層浸透・定着させるべく、本ネットワークの連携の下、各地域や中小企業の課題・ニーズに沿った各種施策事業・プログラム等の策定、およびさらなる普及・啓発を行われたい。また、支援機関、国・地方自治体においては、本ネットワーク構成機関が行う各種施策事業・プログラム等を最大限活用の上、中小企業・小規模事業者の経営者・担当者に対する情報提供および支援を積極的に行われたい。あわせて、支援担当者の「知財経営リテラシー」の向上に向けて、各組織内の職員に対する階層毎の研修を継続的に実施されたい。

3. 知財侵害抑止の強化に向けた指針・制度策定の検討

大企業に比べ労働分配率が高水準である中小企業・小規模事業者においては、固有の革新的な技術や蓄積されたノウハウが侵害されないよう、取引適正化の整備が極めて重要である。

しかしながら、取引上の優越的地位の濫用等により、中小企業の知的財産が不当に搾取される事案は後を絶たない。商工会議所 LOBO 調査（2026 年 2 月）では、中小企業の約 5 社に 1 社が知財侵害行為を受けたことがあると回答しており、「工場見学や作業場への立入りに応じた結果、写真撮影をされるなど、自社のノウハウを無断で持ち出しされた」「提出したデータを無断で使用されたことが何度もある」など不適切な取引に起因する事案が多い。加えて、近年は日本の重要技術等を意図的に狙う悪質な知的財産（営業秘密・ノウハウを含む）の窃取事案が散見されている。とりわけ、国外流出の場合は、イノベーションの遅れ、人材の流出等、日本経済に与える悪影響は圧倒的に大きい。こうした意図せざる国外への技術流出等を防ぐために、中小企業に知的財産の重要性を一層浸透させることは、経営支援における重要な課題であると同時に、経済安全保障上も喫緊の課題である。

2026 年 3 月に公表された「知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書」（公正取引委員会・中小企業庁・特許庁）では、当所意見が反映され、知財侵害抑止に向けた実態調査の実施および調査結果等を踏まえた指針の策定等が明記された。また、2025 年の公正取引委員会らが行った実態調査（知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査）では、当所意見を踏まえ、業種・規模に関わらずアンケートおよびヒアリング調査が初めて実施され、より広範囲での実態把握が実現した。中小企業の侵害事例をみると（下記参照）、現行の特許権侵害への救済手続では、侵害者の手元に残る利益の存在が否定できず「侵害した者勝ち」の状況となり、侵害の抑止効果として十分ではない状況がうかがえる。

ついては、故意・悪質な権利侵害の根絶に向け、侵害者に対する制裁だけでなく、知的財産権等の不当な吸い上げ等、将来における知的財産権等の取引環境の整備に資する指針を速やかに策定されたい。また、指針は策定後もその認知度や効果を検証し不断に見直しを図るとともに、必要に応じてより抑止効果の高い制度の策定を検討されたい。

▼中小企業の声

繊維工業	取引先と自社製品の製造に係る取引を開始するに当たり、取引先から、対象製品に係る原材料、製造方法、温度、機械のスピードなどの製造条件が記載されている工程表の無償提供とともに、製造工程の見学を要請される。いずれも取引先が製造工程を内製化できてしまうほど機密性が高い情報を含むため、取引先からの要請には応じたくないが、今後の取引を継続するためには応じざるを得ない状況である。
生産用機械器具製造業	当社は、取引先から当社の保有する商標権を譲渡するよう要請された。今後、取引先と揉めることを回避したかったため、取引先の言い値である低廉な価格で、商標権を譲渡してしまった。
生活関連サービス業	店舗名を商標登録し、ブランド化を進めていたところ、同業他社から当該商標権の使用依頼を受けた。差別化を図るため、依頼を断ったところ、無断で使用されてしまった。警告や差し止め請求を行いたいが、弁護士費用や手続きの手間を考え、泣き寝入りしている状態である。
化学品製造業	特許侵害に対して提訴し、知財高裁まで戦った。請求額 1 億円で提訴したが、減額されて判決で 5,000 万円にとどまった。勝訴はしたが、弁護士費用（2,500 万円程度）に加え、被疑侵害品の調査費等も負担し、トータルは赤字。訴訟期間は 5 年ほどかかり、割に合わなかった。

出典：公正取引委員会「知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」
「商工会議所 LOBO 調査」の回答企業の声

Ⅱ. 重点要望項目

1. 中小企業・小規模事業者向け各種補助金における知財活用の優遇促進

中小企業の経営に知的財産を組み込んでいくためには、知財活用や権利取得に対する意識の向上に資するインセンティブが必要である。ついては、下記のとおり各種補助金における補助上限額引き上げ等の優遇措置を講じられたい。その際、補助金の性質を踏まえ、申請者間の公平性の担保が確保される制度設計とされたい。

＜補助上限額引き上げ等の優遇措置について＞

- ・中小企業・小規模事業者の新たな事業・製品・サービスの開発等を支援する補助金（小規模事業者持続化補助金、新事業進出・ものづくり補助金等）の補助上限額引き上げの要件に、「補助事業において知的財産権（出願中も含む）に関連する技術・ノウハウを活用している場合」の追加
- ・事業承継・M&A 補助金の「事業承継促進枠」における補助上限額引き上げの要件に、「知的財産権を取得している場合」の追加

また、2026年1月には、小規模事業者持続化補助金の公募要領に産業財産権侵害の注意喚起が明記されたところ、他の中小企業・小規模事業者が利用する各種補助金においても、同様に注意喚起を徹底されたい。

2. イノベーション拠点税制の活用促進・制度の拡充

わが国企業の知財活用を通じたイノベーション促進と、研究開発拠点としての立地競争力の強化に向け、2025年度から「イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）」が施行された。もっとも、現行の制度は、対象となる知的財産の範囲が、特許権とAI関連のソフトウェアの著作権に限られているほか、所得の範囲が知的財産のライセンス料と譲渡益に限定されていることなどから、中小企業の活用が十分に進んでいない。

ついては、現行の制度の対象に、実用新案権をはじめとした他の知的財産権を追加するほか、所得の範囲に知的財産を組み込んだ製品・サービスの売却益も追加するなど、制度を拡充されたい。その際、中小企業の事務負担を考慮し、中小企業向け特例措置の創設（対象所得を算出する際にみなし割合を用いる等）も検討を進められたい。

3. 知財取引適正化に向けた中小企業の法務対応支援強化

企業間取引において契約は極めて重要な基盤であるにも関わらず、中小企業は契約対応に係る人材・ノウハウ等が不足しており、適切な法務対応を行うことが難しい状況にある。商工会議所 LOBO 調査（2026年2月）では、法務対応を経営者自らが行う企業が4割超（45.4%）を占め、専任担当者の設置は7.1%にとどまっている。また、法務対応に関するノウハウ不足（55.6%）、人材不足（41.7%）を課題に挙げる企業が多い。こうした状況下、業務請負の際、秘密保持契約等の未締結や片務的な契約の締結により、技術・ノウハウを取引先に吸い上げられるケースも後を絶たない。

ついては、取引上の受注者・発注者の双方に対し中小企業庁の「知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形」等の周知・活用を徹底されたい。加えて、法曹団体等と連携し、取引適正化に向けた秘密保持契約等の締結指導ならびに既存契約内容の適正性チェックおよび見直し等、支援を強化されたい。

4. 中小企業における生成 AI の活用支援強化・法制度整備

今後、新たな技術や製品、サービスの持続的かつ効率的な開発に向けては、生成 AI の有効活用が不可欠となる。商工会議所 LOBO 調査（2025 年 11 月）では、中小企業の約 7 割が生成 AI の活用に前向きであるものの、人材や知識、費用等の不足により、実際の活用には至らない、という声が挙がっている。

については、まずは生成 AI の活用方法や効果、リスク管理に対する考え方等に関する普及・啓発を図ることで、中小企業等の利活用促進に向けた支援を展開されたい。すでに利活用を進めている事業者に対しては、新分野参入や新サービス開発に積極的に取り組めるよう、国や支援機関等における相談体制の整備や各種支援ツールの導入などを検討されたい。

また、目下、政府会議等で検討されているが、生成 AI の著しい発展スピードに遅れをとらないよう、2026 年度中のガイドラインの作成・更新や、法改正を含めた関連する知的財産制度の整備を進められたい。その際、中小企業において生成 AI 活用の障壁とならないよう考慮するとともに、AI 技術や制度の最新動向や制度変更に伴う手続などについては、分かりやすい周知・広報、および INPIT 知財総合支援窓口等の支援機関の積極的な利用を促進されたい。

5. 日本のコンテンツの海外普及推進および保護強化

日本のコンテンツ産業の市場規模は 2023 年時点で 13.3 兆円であり、石油化学産業と並び、半導体産業よりも大きい。2024 年時点の市場規模は 15 兆円を超え、その成長スピードは著しい。また、海外市場規模は 6 兆円を超えるなど、2024 年 6 月閣議決定の「新たなクールジャパン戦略」にも位置付けられている通り、さらなる成長が期待されている。

については、「新たなクールジャパン戦略」に基づき、関係府省庁・関係機関との緊密な連携の下、国際的なマーケティングをはじめ、プロモーション強化、デジタル化、人材育成等の支援を強化されたい。あわせて、ローカライズ等を支援する現地拠点の設置をはじめ、国際的な著作権管理の枠組み強化、海外ニーズを把握する市場調査および業界への情報提供等の体制整備を行われたい。

また、近年は、海賊版サイトの発生や「ファスト映画」（映画を 10 分程度に編集した動画）の無断アップロードが後を絶たない。一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）の調査では、2025 年のオンライン上で流通する日本コンテンツの海賊版による被害額は、約 5 兆 7,000 億円であると推計され、2022 年度の同調査から約 3 倍と拡大傾向にあり、国内外における侵害リスクが事業活動の障壁となっている。

そのため、コンテンツの権利侵害抑止に向け、海賊版サイトやリーチサイトの取締り強化、文化庁が提供する海賊版対策情報ポータルサイトおよび海賊版被害に関する相談窓口の周知を徹底されたい。加えて、違法動画は視聴しないという社会全体の一層の意識醸成を図られたい。

6. 地域団体商標や地理的表示（GI）の取得推進と活用支援

各地域が持つ固有の地域ブランドや名産品を海外に展開するにあたっては、効果的なブランディングや PR に加え、模倣品被害や権利侵害、技術流出等のリスクを軽減することが重要である。このため、地域ブランドの保護に有効な「地域団体商標制度」や「地理的表示（GI）保護制度」の取得や活用を進める地方自治体や商工会議所等の地域団体が増えつつある。

については、「地域団体商標制度」および「地理的表示（GI）保護制度」に関する好事例を横展開する等両制度の周知・啓発、および登録希望団体への伴走型支援により、地方自治体や地域団体の取得・活用を積極的に支援されたい。また、両制度を活用した新市場開拓や海外展開に向けた取組みについても支援を強化されたい。さらに、中長期的な地域活性化の観点から、地域団体商標を10年一括納付で更新する場合の更新手数料について減額措置を検討されたい。

▼活用事例

栃木商工会議所	【2024年4月に地域団体商標「出流そば」登録】 地域のそば店から相談を受けたことをきっかけに、INPITと連携して地域団体商標を取得。テレビで紹介されるなど話題性が高まったほか、店先に商標登録証（写）を掲示することで信頼性が高まり、販売促進・顧客拡大につながった。
みなみ信州農業協同組合	【2006年に地域団体商標「市田柿」、2016年にGI登録】 品種や品質が異なる干し柿が「市田柿」として販売されるなど、国内外で後を絶たない悪質な模倣品流出防止を目的に権利を取得。GIマークを商品に印字し続けることで「市田柿」の認知度向上とともに、ブランド確立も実現。

Ⅲ. 重要要望項目

1. 官民共創による中小企業の「稼ぐ力」の強化

(1) 知財経営支援における地域格差の是正と施策活用の強化

前述の通り、「知財経営支援ネットワーク」では特許庁が旗振り役となり、連携が強化されつつあることで、中小企業・小規模事業者への知財経営支援体制は、着実に整備・拡充が進められている。

もっとも、「INPIT 知財総合支援窓口」と、「よろず支援拠点」や「商工会議所」等中小企業支援機関との連携状況には、地域差が散見されている。その背景として、「INPIT 知財総合支援窓口」が、地域内の他の中小企業支援機関と物理的に離れていることや、地域における知財相談が少ないこと等が挙げられる。前述の通り、知的財産に関する認識が不足している状況にあっては、中小企業自らが相談するだけではなく、支援機関側が課題の掘り起こしや「気づき」のきっかけを作る必要がある。実際、当所が2026年2月に発行した知的財産活用事例集「知恵を『稼ぐ力』に～100社の舞台裏～」における事例掲載企業100社のうち、計28社（約4社に1社）が「支援機関によるアプローチが知財経営に取り組む契機となった」と答えている。そのため、47都道府県全てにおいて、内容に応じて即座に支援機関窓口へ案内可能な、真のワンストップ支援の提供を目指し、全国一律で高品質な知財経営支援サービスを受けられるよう支援体制を強化することが求められる。

また、現在、「J-PlatPat」（特許情報プラットフォーム）や「IP ePlat」等の知財経営支援ツールや、出願時の補助金をはじめとする支援施策、知的財産に関するガイドライン・指針等については、特許庁・INPITのほか、各支援機関や地方自治体で独自に策定されたものが多数存在する。こうした中、中小企業・支援機関担当者からは「支援施策やツールがあっても、どれが当社に適用されるのか判断するのに時間がかかる」「支援施策やガイドラインの内容を確認するだけで一苦労である」等の声が挙がっている。実際、商工会議所 LOBO 調査（2026年2月）で「知的財産の保護」に関して知っている施策を調査したところ、特許情報プラットフォーム「J-PlatPat」は10.3%、「知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形」は8.7%、「営業秘密管理指針」は5.4%と、いずれも認知度が低い状況である。

については、知財経営を進める企業の裾野拡大に向けて、政府が独自のポータルサイトを構築し、既存の各種支援策・ツール、ガイドライン、好事例等の有益な情報を一元化することが有効である。とりわけ、知的財産の先行調査に関して活用できる「J-PlatPat」や、営業秘密の保護に関して活用できる「営業秘密管理指針」、「秘密情報の保護ハンドブック」については、全企業が活用する必要があることから、特に周知・活用促進を強化すべきである。

＜具体的要望項目＞

- ①全国の商工会議所・よろず支援拠点等、中小企業が日常的に利用する支援機関に INPIT 知財総合支援窓口を設置
- ②知財経営支援ポータルサイト（仮称）の構築による知財事例の集約・情報の一元化
- ③中小企業の権利取得状況把握・自己防衛力強化に有用な「J-PlatPat」の活用促進
- ④自社の技術・ノウハウ・データ等を安易に開示しないための「営業秘密管理指針」「秘密情報の保護ハンドブック」の周知・啓発の強化

（２）知財価値評価に基づく資金調達・公共調達の促進

2026年5月から「事業性融資の推進等に関する法律」が施行され、知的財産など無形資産を含む新たな資金調達手段である企業価値担保権によって、知財金融の推進が期待される。しかしながら、長年資産評価が中心であった日本において、融資元である金融機関等が、企業が保有する無形資産の価値を客観的に評価することが難しく、将来キャッシュフローやノウハウ、知的財産など「無形資産」の適正評価が今後の課題となっている。

知財金融に関し、日本は米国・中国はじめ先進する諸外国に残念ながら後塵を拝している。知財強国を掲げる中国では、国家標準として知的財産の価値評価を具体的に示すための手引きを策定・公布するとともに、産業分類別の実施料・料率データを開示するなど、国家主導で知財金融を強力に推進している。

わが国においても、諸外国の先進事例を参考に、国内における知的財産の価値評価を客観的に算定するための基準を策定するなど、金融機関の知財価値評価の負担を軽減し、知財金融を促進することが重要である。なお、金融機関内で知財評価を行うことが難しい場合は、外部専門家の派遣制度の導入等により、金融機関における知財人材を整備することも検討されたい。

また、価格競争が原則となっている国・地方自治体の公共調達において、現在では入札価格や実績の有無が重視されているが、まずは国や行政機関が、知財活用によるイノベーションや付加価値向上に果敢に取り組む企業を評価・採用していくことが、知的財産による「稼ぐ力」の向上につながる、有効な手段の1つであると考えられる。なお、2025年に開始された東京都のスタートアップ戦略に基づく「ファーストカスタマー・アライアンス」では、スタートアップ企業を対象に入札によることなく製品等の調達が可能としている。こうした取組みを拡大するなど、中小企業の新たな市場確保に向けて、知財活用の取組み自体を評価する仕組みづくりを行うべきである。

＜具体的要望項目＞

- ①金融機関における知財評価基準・知財人材の整備と知財融資の推進
- ②公共調達において知財活用が評価されるための制度の検討

2. 知財取引適正化の徹底

(1) 知財侵害抑止に向けたさらなる体制整備

前述の通り、2025年9月、公正取引委員会らが「知的財産取引適正化ワーキンググループ」と並行して、幅広い業種を対象とするこれまでにない大規模な実態調査を行い、2026年3月に「知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」が公表されるなど、今後の指針策定や法改正の検討に活用されることが大いに期待される。常に変化する知財取引の実態動向を適切に把握する観点から、こうした実態調査は定期的に実施し続けることが重要である。あわせて、最重点項目として挙げた指針・制度の策定についても進められたい。

また、実態調査で浮き彫りになった片務的 NDA の締結や開示要請、知的財産権の譲渡等の不適切な取引に関して、中小受託取引適正化法および独占禁止法の違反行為に該当するような悪質な事例については、指導・勧告に加え企業名公表等の厳正な対処を検討すべきである。さらに、自社の知的財産を侵害された際、裁判にかかる費用や専門家費用の負担を懸念し、訴訟提起を躊躇してしまうとの声が多く聞かれている。知財経営支援ネットワークにおいて知的財産の取引適正化に向けた普及・啓発が進められている中でも、未だ知財侵害被害は後を絶たないことから、ADR（裁判外紛争解決手続）等の利用促進のほか、中小企業やスタートアップが提訴する場合の一部費用の助成といった負担軽減策など、実際に侵害被害を受けた際の支援や、泣き寝入り防止に向けた対応策についても強化されたい。

なお、近年、国内企業が保有するノウハウ・データ等営業秘密の国内外への流出事案が増加傾向にある。高度なサイバー攻撃も散見されている中、リソースが限られる中小企業では講じられる対策に限界があるため、国による保護支援体制の強化が急務である。

<具体的要望項目>

- ①幅広い業種を対象とした知財取引の実態調査の定期的な実施
- ②悪質な取引事例に対する厳正な対処の検討（指導・勧告、企業名公表等）
- ③泣き寝入り防止に向けた訴訟費用の補助および ADR の普及・活用促進
- ④営業秘密侵害事案に対する刑罰の適正化の検討

(2) グローバル市場における知財保護強化

市場のグローバル化・デジタル化の進展に伴い、越境 EC やライブコマースなど商品の販売方法は多様化している。こうした中、日本企業の海外進出は増加傾向にあり、それに伴い知的財産の活用機会も増している。もっとも、日本国内の企業間では適正にライセンス契約や権利譲渡が行われている製品について、海外資本の企業が国内で独自に調達し、許可なく海外に転売してしまうことで、意図せず技術・ノウハウが海外に流出しているケースが見受けられる。わが国の国際競争力の強化および国内企業の権利保護の観点から、海外事業者が運営する越境市場等による知的財産の不当な海外流出に対して、一層の取締り強化を図るとともに、諸外国の動向を踏まえて、EC 市場等における侵害責任の在り方について検討が必要である。

さらに、国境のないデジタル空間においてわが国の利益を保持するためには、ルール形成の段階から警鐘を鳴らすことができるよう、各国の動向を注視する必要がある。については、諸外

国のデジタル空間に関する最新技術やルール形成の動向を把握し、積極的な周知・広報を実施すべきである。

また、日本商工会議所も参画する「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議」（法務省）では、日本法令の外国語訳の取組みが進められている。現在、すでに翻訳されている産業財産権法や「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」、今後翻訳が進められる法令に限らず、「知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形」などのガイドライン関係についても外国語訳が整備され、日本の知的財産に関する取組みが国際的に周知されることで、海外からの信頼性向上による投資促進や国際発信力の強化につながる。そのため、法務省が旗振り役となり、「AI を活用した法令翻訳システム」の機能改善や法令所管府省庁等における本システムの活用促進に努め、知財関連法令・ガイドライン等の外国語訳について品質を確保しつつ迅速な公開を進めていくことが重要である。

＜具体的要望項目＞

- ①知的財産や営業秘密の海外流出の取締り強化
- ②デジタル空間での知財活用・保護に関する諸外国の動向把握・周知、制度整備
- ③日本の知財関連法令・ガイドライン等の外国語訳の品質確保・迅速な公開

3. 国際競争力向上に向けたイノベーション創出支援

（1）海外での権利取得等に関する情報提供、補助の強化

昨今の世界情勢は、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中東情勢の緊迫化といった地政学リスクに加え、関税・輸出管理・産業補助・投資審査などが複合的に作用し、通商環境の再編が進行するなど、不確実性が一段と高まっている。他方、この先 10 年を展望すると、人口減少により国内市場の縮小が避けられない一方で、グローバル市場は引き続き成長が見込まれる。日本経済が活力を取り戻すためには新市場の開拓が不可欠であり、海外市場への進出も選択肢となる。低迷するわが国の国際競争力を踏まえれば、大企業のみならず、中堅・中小企業においても国際情勢の変化を踏まえた海外展開の推進が重要である。

その一方で、実際に国際展開に取り組む中小企業は依然として少なく、国際展開に不安を抱える企業も多い状況にある。「特許行政年次報告書 2025 年版」（特許庁）によれば、中小企業の海外出願率は 18.4%にとどまるなど、中小企業におけるグローバルな権利取得の重要性は未だ低い状況にある。2025 年 11 月公表の WIPO Pulse 調査でも、アジアを中心に「知的財産権に関する認識」が大いに高まる中、日本はアジアの調査対象国 14 か国の中で最下位となっている。こうした中、外国出願において、権利を取得したい各国の審査基準は国毎に異なり手続等も不明瞭であり、海外展開および権利取得を検討する企業からは、「権利化までに膨大な時間と費用を要し、海外展開の障壁となっている」との声もある。

については、海外展開や外国出願に取り組む企業の拡大に向けて、PCT、ハーグ、マドリッドプロトコル等の各条約等に基づく国際出願等に関する情報提供や、グローバルな権利確保の重要性に関する中小企業への一層の普及・啓発に鋭意取り組まれない。また、諸外国における審査基準、国別の審査の重点ポイント等の最新情報を一元的に集約し、ウェブサイトやセミナー開催等を通じて、海外展開を検討する企業向けに情報提供されたい。さらに、実際に海外での権利取得を行う中小企業に対しては、海外出願に係る費用負担を軽減されたい。

<具体的要望項目>

- ①グローバルな権利取得の重要性に関する普及・啓発
- ②外国出願における国別審査基準等の情報提供
- ③INPIT 外国出願補助金等による海外出願に関する補助金の拡充

(2) 中堅・中小企業における標準化活動の推進

2025年に、19年ぶりに政府の「新たな国際標準戦略」が策定されたが、多くの中小企業では標準化への関心・知識が乏しいことに加えて、取り組むためのノウハウ・資金・人材も不足している。標準化は単なる規格策定にとどまらず、市場に低品質品等が混在し、ユーザーが製品選択に不信感を持っている場合や、自社製品の性能を客観的に取引先に理解してもらいたい場合など、グローバル市場における消費者利便性の向上や製品の優位性確保に有益である。そのため、今後中小企業では、自社で標準規格を活用した製品・サービスを開発・製造することに加えて、業界全体で連携の上、標準規格を策定し、新たな市場を形成することも視野に、標準化に取り組むことが重要である。

については、中小企業における標準化への理解・活用促進に向けて、情報提供、普及・啓発、コンサルティングの実施、および取得に関する費用の助成等、標準化に取り組む団体や認証機関への支援を強化していくことが肝要である。とりわけ新たな標準規格の策定は、個別の中小企業では実施できず、業界団体等との連携した取組みが求められるところ、「中小企業は、同じ意志を持つ企業を探すことが難しい」との声も聞かれており、標準規格の策定・活用に向けたマッチング支援等も必要である。

また、経済産業省では、2025年11月に、JIS規格の総ざらいレビューの実施により、それぞれのJIS規格の公共調達における活用状況等を網羅的に把握した上で、公共調達において活用することのできるJIS規格を特定し、公共調達における規格の積極的な活用を推進する方針を公表した。公共調達に国家規格が活用されることで、安全性や信頼性が客観的に担保された製品やサービスの提供につながり、国民生活の安全・安心や製品等の質の確保を進めるとともに、企業にとってのビジネスチャンスの拡大も期待される。

<具体的要望項目>

- ①認証・標準化に関する周知・啓発
- ②中堅・中小企業の認証・標準化の活用促進に向けた支援強化
- ③公共調達における国家規格活用の推進

(3) イノベーション創出の礎となる研究開発・知財教育の促進・支援強化

グローバル展開の基盤となるイノベーション創出には大企業のみならず、様々な分野において多様で独創的な技術を有する中小企業・スタートアップ等における研究開発が重要である。しかしながら、「科学技術指標2025」(文部科学省)によると、2023年の日本の研究開発費総額(OECD推計)は、20.4兆円(対前年比+6.9%)となっているものの、米国・中国には依然として大きく差をつけられており、研究者数についても同様に、米国・中国に大きく離されている状況にある。

こうした中、技術流出の防止とともに、わが国の技術・産業力の向上に向けて、研究開発の強化を進める必要がある。特に、先端技術の研究開発を進めるためには、大企業のみならず、様々な分野において多様で独創的な技術を有する中小企業・スタートアップの参画が重要である。ついては、中小企業支援予算を拡充し、中小企業・小規模事業者の新たな事業・製品・サービスの開発等を支援する補助金の補助上限額の引き上げや、経済安全保障重要技術育成プログラム（Kプログラム）・GoTech 事業（成長型中小企業等研究開発支援事業）等における中小企業・スタートアップの参画を積極的に促す体制づくり等、中小企業における研究開発支援を強化されたい。その際、研究開発支援は単なる技術開発にとどまらず、知的財産の取得・活用、標準化、契約戦略等を含め、成果を競争優位として確立し、企業が稼ぐ力として持続的に発揮できるよう、一体的に設計する必要がある。特に中小企業・スタートアップにおいては、知財関連費用が負担となりやすいことから、これらを明示的に支援対象に位置付ける必要がある。

また、イノベーション創出に向けては、未利用特許も有効に活用すべきである。しかしながら、「令和6年度知的財産活動調査報告書」（特許庁）によると、2023年の国内で所有されている特許権の利用率は54.2%と約半数にとどまっている。未利用特許には、大企業を中心に利用中の特許の周辺特許として権利取得をしているものも一定数あるが、単に社会実装のビジョンを見出せていないものも多く、研究開発に係る費用や人材に限られる中小企業こそ、こうした技術を有効に活用し、イノベーション創出につなげるべきである。ついては、未利用特許の活用促進に向けて、大学等の研究機関と企業、企業間での社会実装に向けたマッチング支援の拡大を図るとともに「開放特許情報データベース」およびその活用方法について周知を強化されたい。

さらに、各地域が持続的にイノベーションを創出していくためには、次世代の人材育成に向けた知財教育が重要である。企業に入ってから学ぶのはもちろんのこと、社会に出る前の段階で、権利化や企業経営における知的財産の在り方を学ぶ機会を提供すべきである。とりわけ、公益社団法人発明協会が創設した「少年少女発明クラブ」は、現在、全国47都道府県に200か所以上、約9,300名の子どもたちと約2,700名の指導員が活動し、次世代の知財人材となりうる子どもの育成に貢献している。しかしながら、一部のクラブでは、指導員の高齢化や人手不足など人材面に加え、事業運営資金を同協会からの基本運営事業費（年間上限額20万円）で賄っているなど資金的な課題を抱えており、活動に必要な資機材も地元企業がボランティアで支えている状況にある。ついては、国は地方自治体と連携し、同クラブの運営に係る人材面および資金面での支援を図るとともに、同クラブが支援を受けるにあたっての事務手続きの簡素化にも配慮されたい。

加えて、先進的な理数系教育を実施しており、今後のわが国における科学技術分野を担う人材育成効果が期待されている文部科学省指定のスーパーサイエンスハイスクール（SSH）についても、現在は高等学校約4,800校のうち、SSH指定校は229校（2025年度）と、僅かな規模に留まっている。ついては、SSH指定校の拡充および知的財産に関するカリキュラムを拡充する等により、教育支援の一層の充実を図られたい。なお、知財教育の全国的な推進に向けては、小・中学生に対するイノベーションや知的財産への好奇心の醸成、プレゼンテーション力の向上が重要であることから、高等学校に加えて、義務教育段階での知財教育プログラムの展開を推進されたい。

< 具体的要望項目 >

- ① K プログラム・GoTech 事業等における中小企業・スタートアップの参画を促す体制づくり
- ② 産学連携等マッチング支援の強化および開放特許情報データベースの活用支援
- ③ 次世代の知財人材育成に向けた「少年少女発明クラブ」の活動支援
- ④ スーパーサイエンスハイスクールおよび小・中学校への知財教育の拡充

▼ 国別の知財教育事例

アメリカ	「Camp Invention」により、幼少期から「発明は誰にでも可能であり、それは自分の資産になる」というオーナーシップ（所有意識）を徹底。大学では法学・工学・経営学の学生が混ざり、実際のスタートアップの知財戦略を立案する実務トレーニングが標準化。
中国	「全国知的財産教育パイロット校」制度により、数千校規模の小中高を「知財重点校」に指定。2025 年以降、AI やデータ利活用に関する知財教育を義務化に近い形で進め、次世代のクリエイターやエンジニアに「戦略的権利化」を教え込む。
韓国	全国 200 箇所以上の「発明教育センター」により、特許庁が主導し、地域ごとに「発明」を学べる物理的拠点を整備。学生が特許を取得した際の大学入試等での評価体系が確立されており、学習動機が明確になっている。
日本	次世代の知財人材の育成に向けて、全国 47 都道府県に 200 か所以上設置されている「少年少女発明クラブ」において、約 9,300 名の子どもを育成。また、全国の高等学校のうち、229 校（2025 年度）をスーパーサイエンスハイスクール（SSH）に指定し、科学技術分野を担う人材を育成している。

4. コンテンツ関連産業の拡大に向けた取引・労働環境の整備

コンテンツ関連産業は、個人の創造性や技能に由来する知的財産の開発を通じ付加価値を生み出す、クリエイティブな産業である。しかしながら、発注者と制作者との間において、業界独自の商慣習を背景とした優越的地位の濫用等により公正な契約取引がされず、制作者が著作物に関する適切な対価や適正な権利を得られないケースが後を絶たない。「知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」（公正取引委員会）においても、著作権の無償譲渡の要請や著作権の無償ライセンスの要請に係る事例が複数報告されるとともに、著作権等に対価設定をすることが困難であるとする事例が報告されている。また、業界独自の商慣習等から日本のコンテンツ関連の多くの企業において、クリエイターが安心して創作活動に取り組むための労働環境整備は十分に行われていない。

については、コンテンツ制作者が創造性を最大限に発揮し、かつコンテンツに係る権利が適正に確保できるよう、文化庁が提供する「著作権契約書作成支援システム」や「誰でもできる著作権契約マニュアル」等を、権利者（コンテンツ制作者）・利用者（発注者）の双方へ周知を徹底すべきである。また、労働環境・賃金の改善に向けた取引慣行の見直しによる適切な労働環境整備が重要である。

< 具体的要望項目 >

- ① 著作物に関する公正な契約取引の推進
- ② コンテンツ関連産業の労働環境整備

5. 地域経済の持続的成長に向けた地方自治体の支援体制強化

知的財産基本法では、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の特性を活かした自主的な施策を策定・実施することが、地方公共団体の責務と明記されている。加えて、2025年3月25日閣議決定の「小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）」では、重点施策として知的財産の重要性が明記されたところである。しかしながら、知的財産を中小企業支援の重点施策に位置付けている地方自治体は未だ限定的であり、かつ地方自治体間で意識の差も見られる。例えば、知的財産を推進する条例を制定している地方自治体は、都道府県単位では佐賀・鳥取の2県のみである。

地域の生活・基幹インフラを担う中堅・中小企業が知財経営を持続的に推進していくためには、全ての地方自治体において知的財産が重点施策に位置付けられ、支援予算が継続的に措置されることが極めて重要である。国は、すでに知的財産推進計画の策定や知的財産を重点施策に位置付けている地方自治体の事例の横展開等を通じ、各地方自治体における知的財産推進計画の策定ならびに条例制定を支援されたい。

また、2024年度から特許庁が実施している「知財経営支援モデル地域創出事業」では、各地域の特性や個別課題・ニーズに応じた知財経営支援モデルの構築に向けた取組みが進められている。本事業について、好事例を積極的に横展開するとともに、引き続き十分な予算の確保を行い、支援地域を拡充するとともに、各地域における知財経営支援の自走化をハンズオン支援していくことが重要である。このほか、関東経済産業局が実施する「知財経営推進ベストプラクティス創出事業」等、各地域における中小企業等への知財経営を推進する伴走支援体制についても、拡大・強化することが期待される。

<具体的要望項目>

- ①地方自治体における知的財産推進計画の策定・知的財産に関する条例の制定
- ②地方自治体における知財専門部署設置・専門人材配置の支援
- ③「知財経営支援モデル地域創出事業」等の各地域における知財経営支援の好事例の横展開・自走化支援

▼条例の導入事例

- ・佐賀県「佐賀県知的財産を大切にし、みんなで守り、育て、新たに生み出す条例」
(2022年6月30日施行)
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00329345/index.html>
- ・鳥取県「鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例」(2006年4月1日施行)
<https://www.pref.tottori.lg.jp/99805.htm>

以上